

◎新潟県告示第351号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員（平成22年1月5日新潟県告示第31号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号） 第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定 により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及 び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担 当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 （略） 2 課補助職員を置く組織 （略） 土木部都市局営繕課 <u>教育庁生徒指導課</u>	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号） 第7条第2項第4号及び第8条第1項第5号の規定 により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及 び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担 当する職員とし、平成22年2月1日から実施する。 1 （略） 2 課補助職員を置く組織 （略） 土木部都市局営繕課